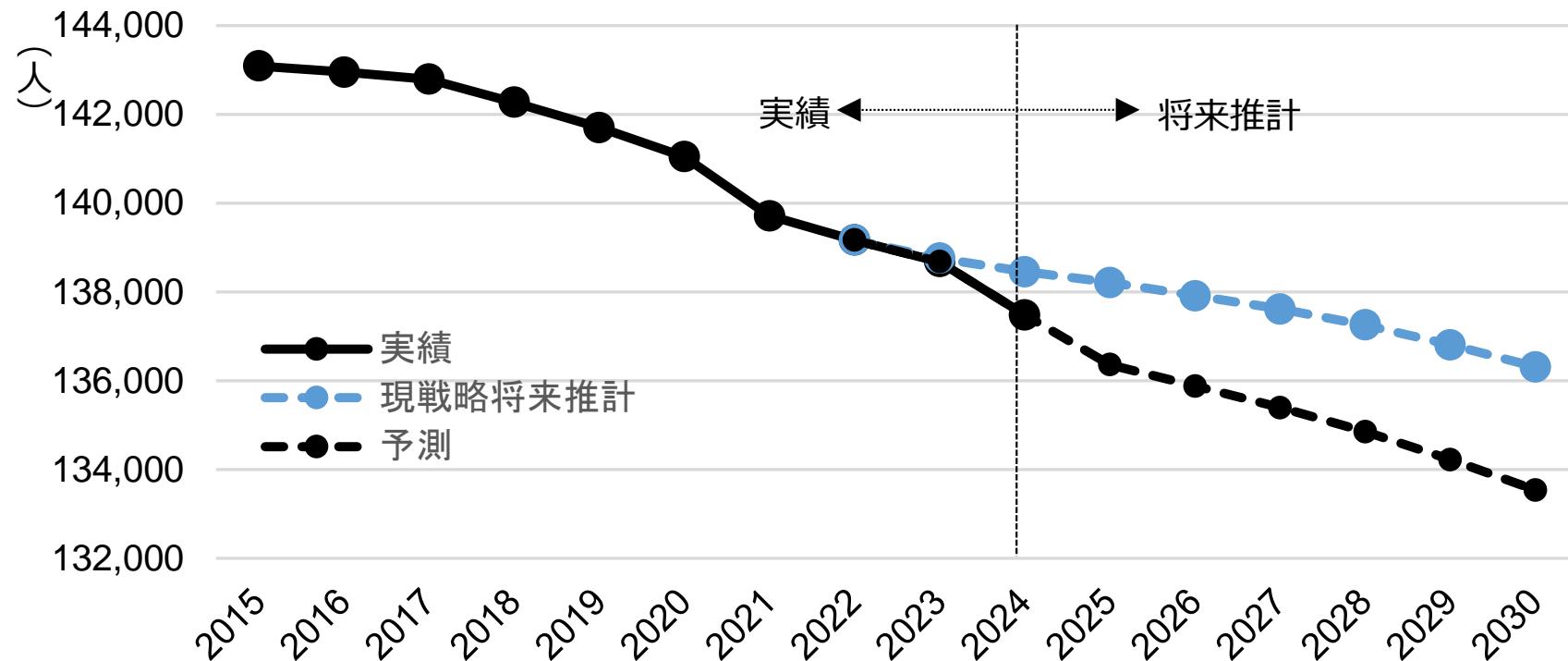


## (3)水道料金改定について

- ①水道事業の概況と現状
- ②水道料金改定の検討手順
- ③水道料金改定への答申スケジュール

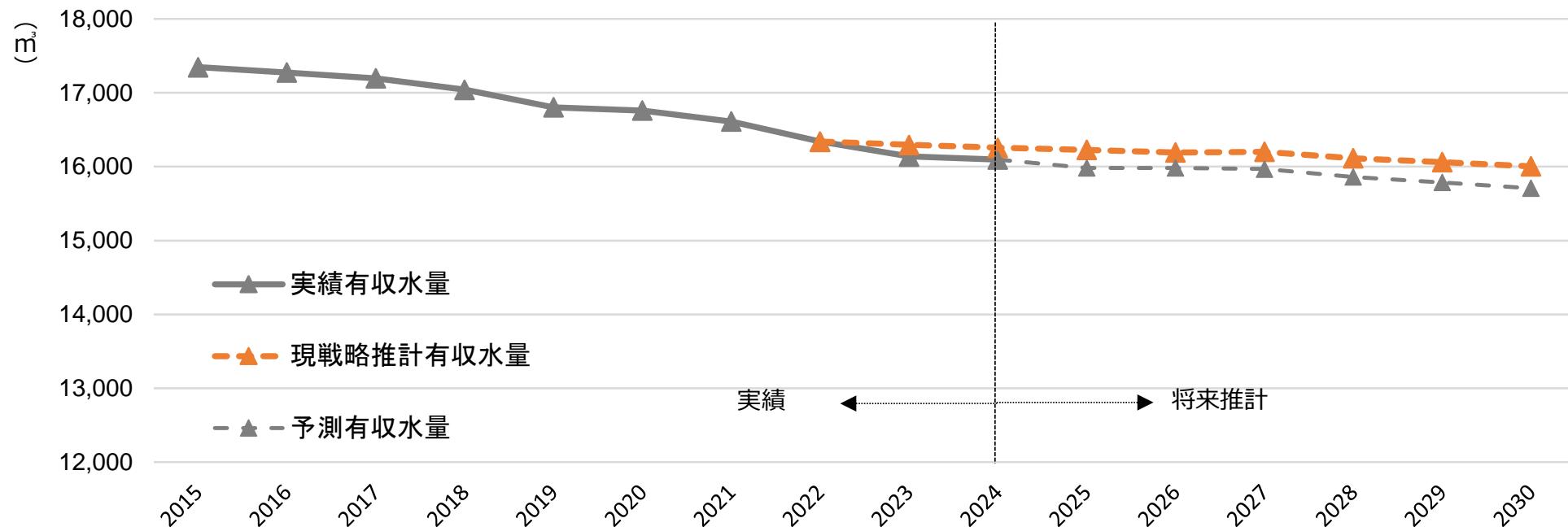
# ①水道事業の概況と現状

- ◆ 市の人口は2015年度末(143,088人)をピークに減少傾向にあり、2024年度末は137,481人と2015年度と比較し約3.9%減少しており、減少傾向が続く見通しです。
- ◆ 2024年度末の人口(137,481人)は、経営戦略(2024～2033年度)策定時点の2024年度末人口推計(138,452人)と比較して約0.7%減少しています。



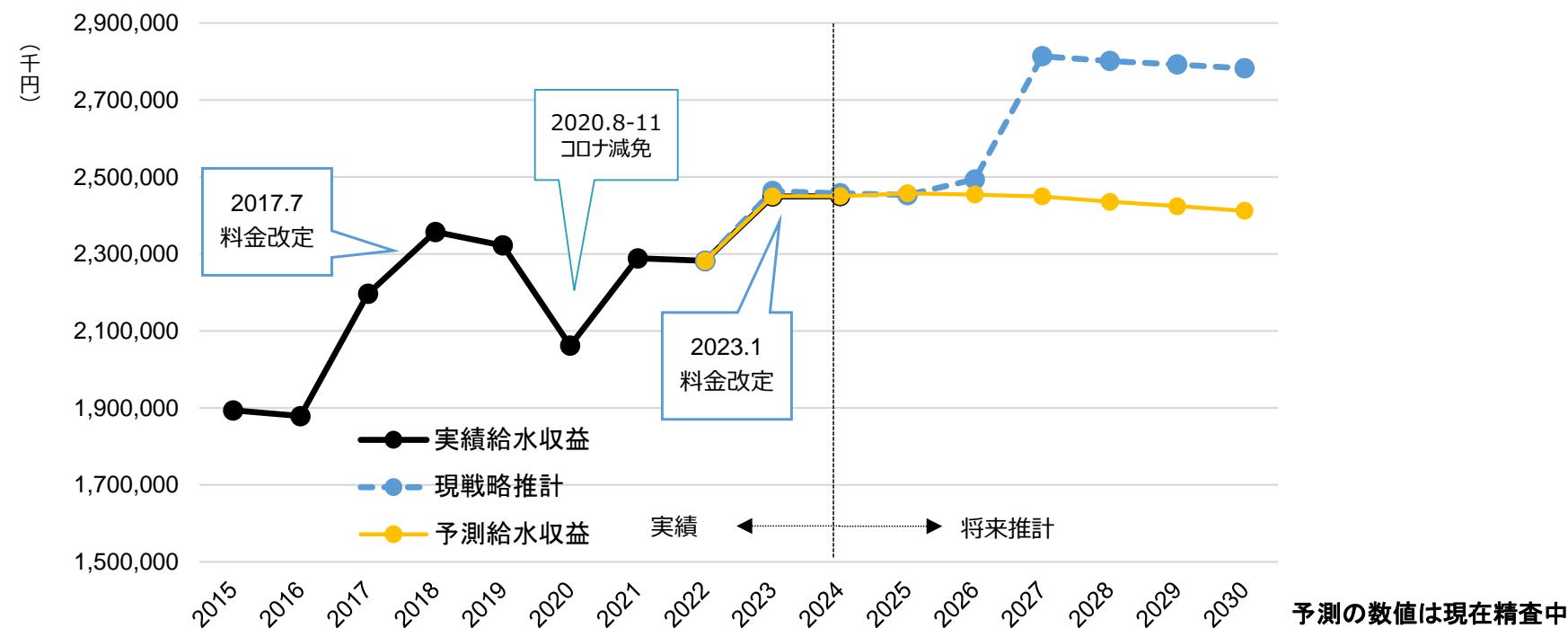
予測の数値は現在精査中

- ◆ 有収水量は人口の減少に伴い減少しており、2024年度(16,096千m<sup>3</sup>)は2015年度(17,347千m<sup>3</sup>)と比較し、約7.2%減少しています。これは経営戦略策定時点の推計と比較しても約1.0%下回る水準となっています。
- ◆ 今後も有収水量の減少傾向は続く見通しです。

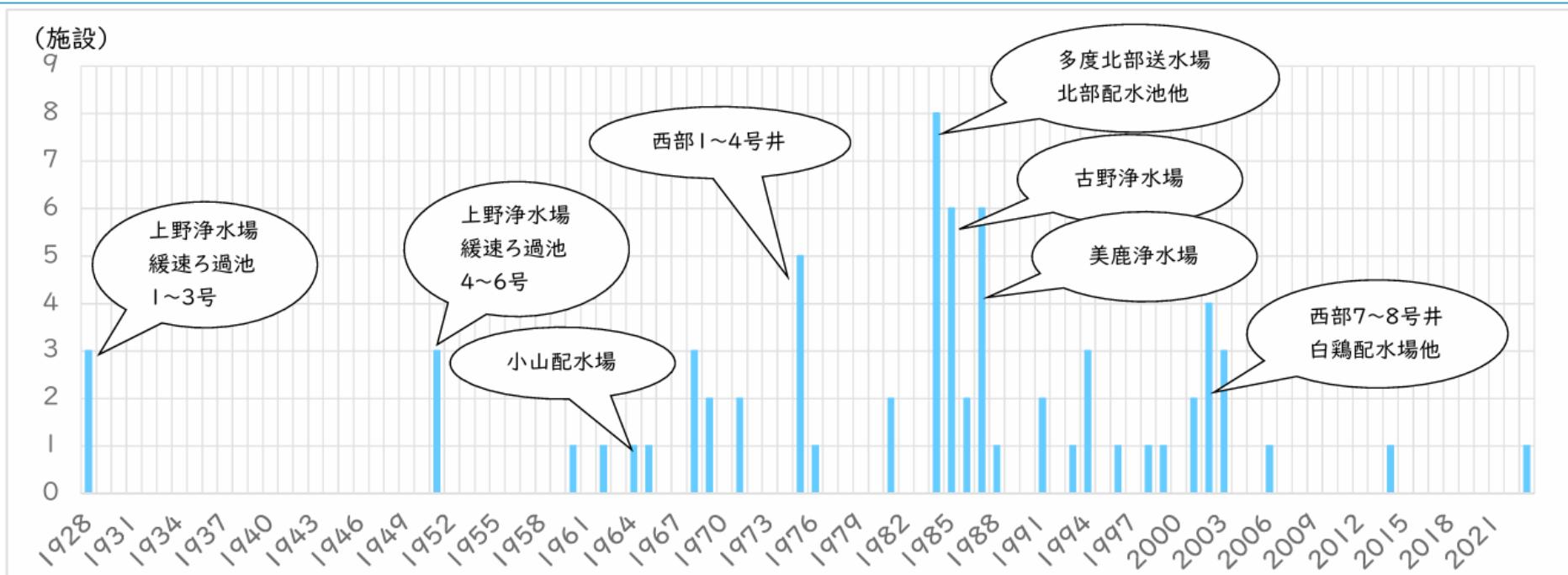


予測の数値は現在精査中

- ◆ 有収水量の減少に伴い、2022年度の料金収入(2,281百万円)は、料金改定後の2018年度(2,357百万円)から約3.2%減少(有収水量は約4.1%減少)していました。(料金改定は2023年1月からのため増額分は1.5カ月分のみ2022年度の料金収入に反映)。
- ◆ 2023年1月に料金改定を行った結果、2024年度の料金収入(2,450百万円)は、2022年度の料金収入から約7.4%増加しています(有収水量は約1.5%減少)。
- ◆ 現時点での予測給水収益は、経営戦略策定時点推計と比較すると下回っています。



- ◆ 桑名地区は員弁川流域の伏流水・地下水・県水を水源とし、西部水源系が基幹施設となっています。桑名駅周辺の市街地に配水する町屋水源系は重要施設ですが、老朽化による更新が課題です。
- ◆ 多度地区は全て自己水で賄い、地下水と多度川・肱江川の表流水を水源としています。古野・美鹿水源系では緩速ろ過を行い、中部水源系では小山配水場の老朽化が課題となっています。
- ◆ 長島地区は全て県水からの受水で、揖斐川・長良川により他地区と分離されています。主要施設は配水池のみで、建設から20~30年が経過しています。



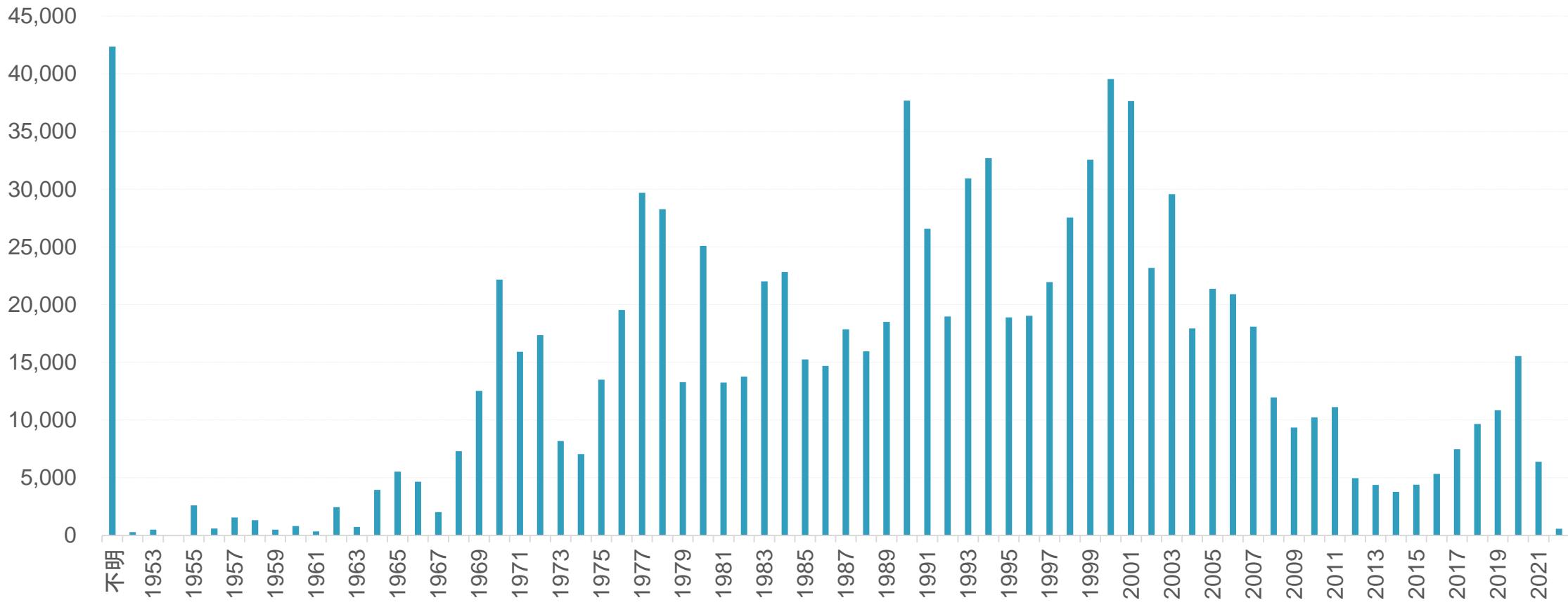
図表 2.20 設置年度(施設数)

出所:桑名市新水道ビジョン

# 管路の布設年度別延長

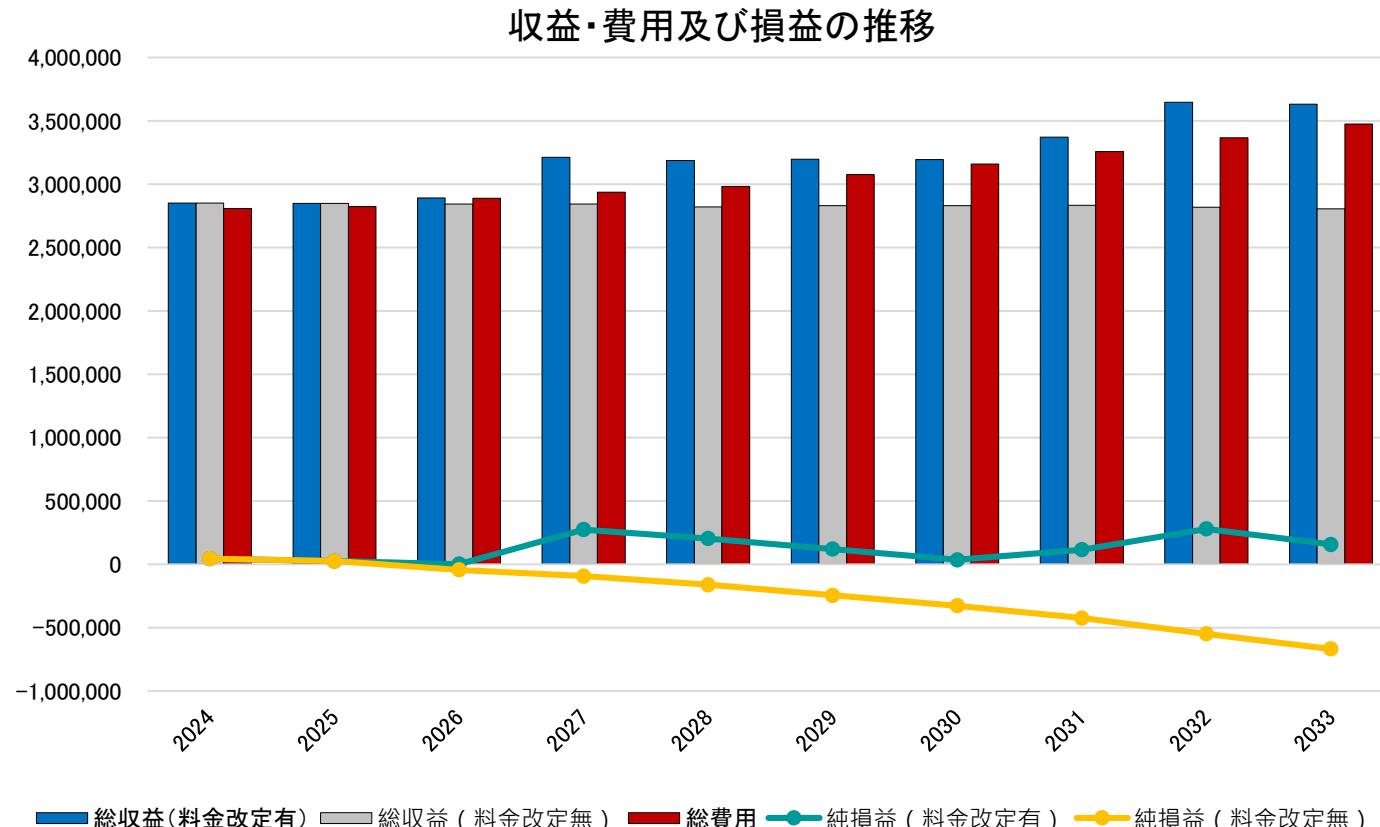


◆ 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標である管路経年化率が38.1%となり管路の老朽化が進んでいる。



出典：桑名市新水道ビジョン

- ◆ 現経営戦略の投資・財政計画において、維持管理費の増大等により、現行料金では2026年度から赤字、2027年度に剩余金が枯渇し、料金改定なしでは経営継続が不可能となると試算されました。
- ◆ そこで、計画期間内の経常収支比率が100%以上、累積欠損金比率0%、料金回収率100%以上という目標に沿った料金水準として、現経営戦略の投資・財政計画では、2026年度に料金改定率15%、2031年度に料金改定率17%の料金改定を仮定しています。



項目	現状と課題	対応策
経営環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市の人口減少により、有収水量は減少傾向が継続。(経営戦略策定時の将来推計と比較してもさらに減少する見通し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期的な料金水準の見直し検討</li> </ul>
固定資産の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管路の老朽化が進んでいることにより、有収率は低い水準(漏水発生)</li> <li>◆ また、耐用年数経過済み資産が増加し、機械装置の減価償却費は減少傾向</li> <li>◆ 管路更新率が目標値(1%)に満たない水準で推移</li> <li>◆ 事業費(建設改良費)は、平成30年度以降増加しているが、計画値を大幅に下回る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 繙続的な漏水調査及び対応による有収率の改善</li> <li>◆ 必要な更新投資事業の規模を精査したうえで、①必要な財源及び②必要な人員構成(民間活用含む)の検討</li> </ul>
財政の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 他団体と比較し、高い企業債残高対給水収益比率</li> <li>◆ 給水原価は低い水準にあることで供給単価も抑制できている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 更新投資にあたっての財源構成の見直し(自己財源の活用による、企業債残高のコントロール)</li> <li>◆ 必要な事業実施のための財源確保のための料金水準見直し</li> </ul>

# 現在の水道料金体系

- ◆ 本市の水道料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金及び従量料金(5段階遞増)から成り立っており、基本料金には10m<sup>3</sup>の基本水量を含んでいます。
- ◆ 現在の料金体系は、収支が赤字となり、安定的な水供給に影響が生じる恐れがあったため、2023年1月に水道の基本料金を20%、従量料金を5%引き上げ、平均10%の値上げとなる料金改定を実施しました。

## 現在の料金体系

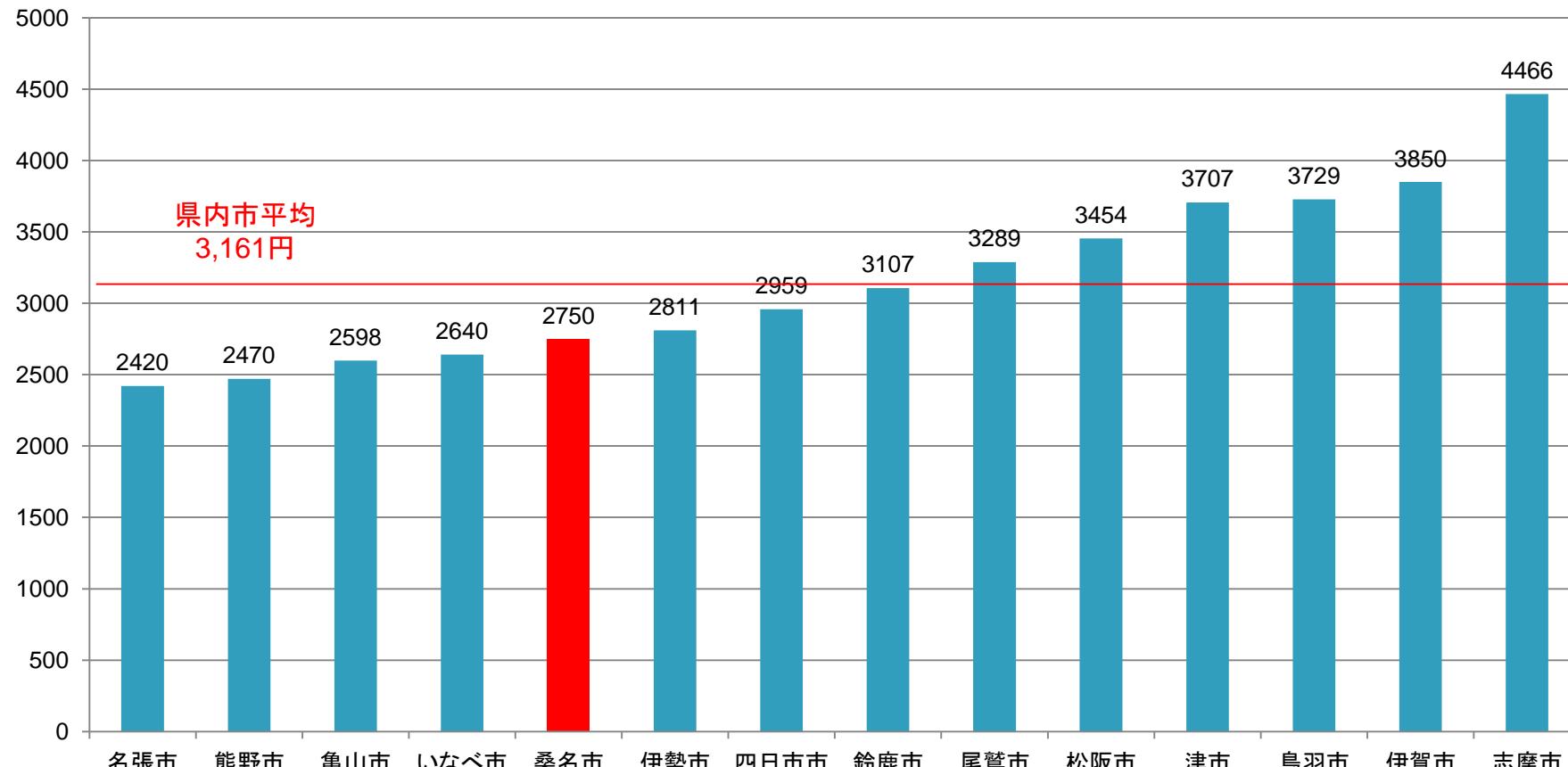
改定前(税抜)		2017年7月1日改定		改定後(税抜)		2023年1月1日改定	
用途別	基本料金1ヶ月につき		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)		基本料金1ヶ月につき	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	口径	料金	10m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで
一般用	13mm	900円	10m <sup>3</sup> まで	10.00円	1,080円	10m <sup>3</sup> まで	11.00円
	20mm	900円			1,080円		
	25mm	1,200円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	125.00円	1,440円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	131.00円
	30mm	1,800円			2,160円		
	40mm	3,300円	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	152.00円	3,960円	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	160.00円
	50mm	7,500円			9,000円		
	75mm	24,750円	40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	163.00円	29,700円	40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	171.00円
	100mm	58,500円			70,200円		
	150mm	90,000円	100m <sup>3</sup> を超えるもの	168.00円	108,000円	100m <sup>3</sup> を超えるもの	176.00円
	200mm	165,000円			198,000円		
湯屋 営業用	3,968円		100m <sup>3</sup> まで	—	4,762円	100m <sup>3</sup> まで	—
			100m <sup>3</sup> を超えるもの	79.00円		100m <sup>3</sup> を超えるもの	83.00円
学校 プール用	3,840円		100m <sup>3</sup> まで	—	4,608円	100m <sup>3</sup> まで	—
			100m <sup>3</sup> を超えるもの	103.00円		100m <sup>3</sup> を超えるもの	108.00円
臨時用 その他	5,376円		20m <sup>3</sup> まで	—	6,451円	20m <sup>3</sup> まで	—
			20m <sup>3</sup> を超えるもの	459.00円		20m <sup>3</sup> を超えるもの	482.00円

# (参考)料金水準の県内他団体比較



◆ 本市水道事業の一般家庭(20口径)で20m<sup>3</sup>/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較すると、県内平均を約411円下回っており、県内では比較的低い水準にあると言えます。

1か月20立米当たり料金・口径20mm



※他団体数値は公表されている令和5年度決算データ。

## ②水道料金改定の検討手順

## 水道料金はサービスの対価

- 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として使用者から水道料金を受け取ります。

## 料金決定の原則

### 地方公営企業法第21条

- ◆ 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- ◆ 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

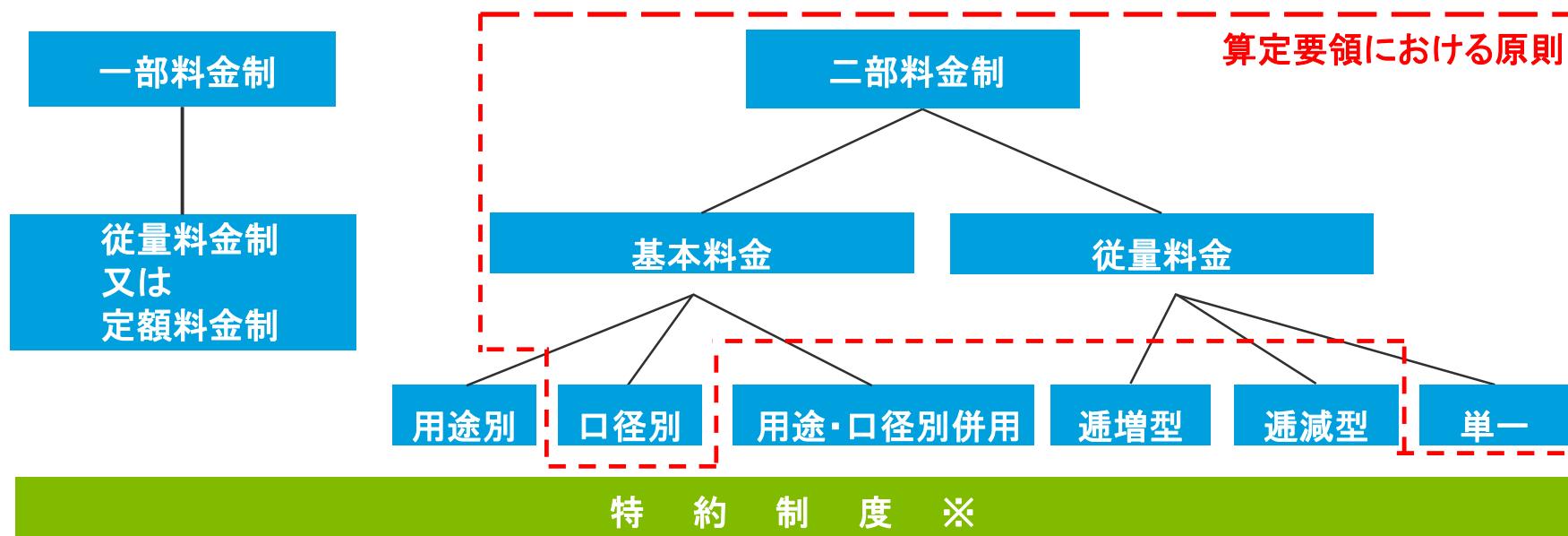
### 水道法第14条第2項

- ◆ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ◆ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ◆ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものないこと。

- 
- ・ 法令に示された料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定
  - ・ 同基本原則の趣旨に基づいて「水道料金算定要領」(日本水道協会)で算定方法が示されています。

## 水道料金体系の設定

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、特約制度などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多くなっています。
- 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの(遞増・遞減)と単一のものがあります。



- ◆ 水道料金については、まず料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。
- ◆ その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と従量料金を算出します。

## ステップ1 総括原価の算定 (料金水準の算定)

- 将来の水需要予測の算定
- 将来の財政収支のシミュレーション
- 将来の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定する。

## ステップ2 総括原価の分解

- ステップ1で算定された費用を、その費用発生の要因から、以下に分解する。
  - ・検針費用や量水器費用などを「需要家費」
  - ・維持管理費や減価償却費などを「固定費」
  - ・動力費や薬品費、受水費などを「変動費」

## ステップ3 料金区分への配分

- ステップ2で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」へ配分する。

## ステップ4 料金への配賦 (料金体系の設定)

- ステップ3で配分された準備料金を、口径の大きさに基づき「基本料金」へ、水量料金を逓増度に配慮したうえで使用量に基づいて「従量料金」へ配賦する。  
(検討ポイント例)
  - ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定
  - ② 口径別料金単価の設定(基本料金・従量料金)
  - ③ 基本水量の設定
  - ④ 従量料金の逓増度の設定
- 料金表案のパターンを提示する。

# (参考)料金体系に関する主な用語説明



項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。 経営の安定性の確保には、基本料金と従量料金の併設が有効とされています(日本水道協会「水道料金算定要領」)。
用途別料金	使用用途(例:家庭用、営業用、浴場用等)により区分し、料金を賦課する料金制度です。
口径別料金	各需要者の給水管や水道メーターの口径の大小等により区分し、料金を賦課する料金制度です。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。 基本水量が設定されているものと設定されていないものとがあります。
基本水量	設定した一定水量を付与することで、その範囲内の使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。使用水量が基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるため、基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。(日本水道協会「水道料金算定要領」)。
従量料金	使用水量に応じて徴収される料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
単一型 (従量料金)	使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした従量料金制度です。
逓増度 (従量料金)	従量料金の最高単価と最低単価の割合としています。使用水量が増加するに従い単価が上がるものを逓増型、下がるもの逓減型といいます。

### ③水道料金改定への答申スケジュール

## 令和7年度のスケジュール

- 市長から桑名市経営審議会へ諮問
- ◆第1回経営審議会
- ◆第2回経営審議会 (水道料金の改定率について)
- 桑名市議会全員協議会 (市議会に対して水道料金改定案を提示)
- ◆第3回経営審議会 (水道料金表について)
- ◆第4回経営審議会 (市長へ答申案を協議)
- 市長へ答申